

第2章 英国の政党と地方選挙

第1節 政党

1 沿革¹³

英国の政党は1688年の名誉革命の頃に形成され始めた。英国史上初めてできた政党はウィッグ党（Whigs）であるが、この党は中産階級を代表し、選挙制度・国会・慈善事業の改革を目指しており、非国教徒や商人などが多かった。一方反対党のトーリー党（Tory）は王に味方するグループを起源とし、王室と国教会の伝統的制度和既存特権の維持を目指し、主に国教徒や地主階級から形成されていた。両党の政策は、通商政策、帝国領土政策、健康福祉、教育などの分野で相違が存在した。当時、選挙権は英国国民のうちほんの一握りの人にしか与えられておらず、英国議会における勢力図もウィッグ党とトーリー党の二つの政党が議席のほとんどを占める状態が続いた。

その後、1832年の第一次選挙法改正前後にウィッグ党は「自由党」、トーリー党は「保守党」と呼ばれるようになり、19世紀半ばからヴィクトリア女王の時代を迎え、産業と貿易が躍進するなか、模範的な議会政治が発展した。19世紀後半には保守党のディズレーリ、自由党のグラッドストーンという二大政治家が出て、保守党と自由党による典型的な二大政党制が発展した。

19世紀後半の英国にとって最大の問題は選挙法改正であったが、第一次選挙法改正で選挙権を獲得できなかった労働者達による社会・政治改革を求める機運が高まっていき、労働組合やチャーチスト¹⁴などの抗議運動団体（protest groups）の設立につながっていった。これら労働者団体は「変化・改革」を標榜していた自由党と連合していたが、遅々として改革が進まないことから次第に自由党と対立するようになった。強力な労働者政党を組織するためには、社会主義者と労働組合との同盟が必要であるとの考えから1900年に65の労働組合と三つの社会主義団体¹⁵の代表者による会議が召集され、労働代表委員会が組織された。その後、労働代表委員会は次第に政党の形態を整え、1906年の総選挙を機に「労働党」に改称した。

幾度かの選挙制度改革を経て選挙権が拡大するに連れ、労働党の勢力は拡大していき、1922年総選挙において自由党をしのぎ保守党について第2党となり、翌年自由党の支持を得てマクドナルドを首班とする第一次労働党内閣を組織した。これ以後、労働党は、自由党に代わって英国議会内における二大政党の一角を占めるようになり、英国議会では現在に至るまで保守党と労働党が交互に政権をとっている（保守党の方が労働党より多く政権

¹³ 下記参考文献及びホームページを参照。

「イギリス史（大野真弓編 山川出版社）」

(http://www.uknow.or.jp/be/s_topics/100faqs/qa08.htm)

(<http://www.sqr.or.jp/usr/akito-y/kindai/76-nationalism1.html>)

(<http://www.tabiken.com/history/doc/T/T252C100.HTM>)

¹⁴ 19世紀前半の英国で、第一回選挙法改正で選挙権を得られなかった都市労働者を中心に普通選挙の実現を目指した労働者の運動団体。

¹⁵ 独立労働者党、社会民主連盟、フェビアン協会。

を担っている)。

現在の英国議会では、保守党、労働党、自由民主党¹⁶の3つの主要政党が議席を占めている。また、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおいて民族主義・英国からの分離を唱える小政党も生まれているが、それらは少数派にすぎず、政権をとるほどの勢力ではない。しかし、国政選挙以外の選挙においては、主要三政党以外の小政党も比較的議席を確保している。例えば、緑の党 (Greens) は、GLA 議会、スコットランド議会において議席を保有しており、その他に、スコットランド議会におけるスコットランド社会主義党、GLA 議会における英国独立党なども議席を保有している (P15 表参照)。

【20 世紀以降の英国議会における各政党議席数】

選挙年	保守党 (旧トーリー党)	自由党 (旧ウイッグ党)	労働党	その他	計	
1900	402	184	2	82	670	
1906	157	400	30	83	670	
1910. 1月	273	275	40	82	670	
1910. 12月	272	↓連立派 272	42	84	670	
1918	50	473	36	57	91	707
1922	344	62	142	67	615	
1923	258	158	191	8	615	
1924	412	40	151	12	615	
1929	260	↓挙国一致 59	287	9	615	
1931		554	52	9	615	
1935		429	21	154	11	615
1945		210	12	393	25	640
1950	298	9	315	3	625	
1951	321	6	295	3	625	
1955	345	6	277	2	630	
1959	365	6	258	1	630	
1964	304	9	317	0	630	
1966	253	12	364	1	630	
1970	330	6	288	6	630	
1974. 2月	297	14	301	23	635	
1974. 10月	277	13	319	26	635	
1979	339	11	268	17	635	
1983	397	23	209	21	650	
1987	376	自由民主党← 22	229	23	650	
1992	336	20	271	24	651	
1997	165	46	418	30	659	
2001	166	52	413	28	659	

第一次世界大戦終了

第二次世界大戦終了

※「各国の選挙」(西平重喜著) P205より抜粋。

¹⁶ 1988 年に、旧自由党と社会民主党 (SDP) が合併してできた政党。

【20世紀以降の英国歴代内閣と政党】

期間	首相・政党			備考
	保守党	自由党	労働党	
1895-1902	ソールズベリ			統一党との連立
1902-1905	バルフォア			
1905-1908		キャンベル・バナマン		
1908-1915		アスキス		
1915-1916		アスキス		自・保・労連立
1916-1922		ロイド・ジョージ		自・保・労連立
1922-1923	ボナー・ロー			
1923-1924	ボールドウィン			
1924.1-10月			マクドナルド	
1924-1929	ボールドウィン			
1929-1931			マクドナルド	
1931-1935			マクドナルド	挙国一致内閣
1935-1937	ボールドウィン			挙国一致内閣
1937-1940	チェンバレン			挙国一致内閣
1940-1945	チャーチル			挙国一致内閣
1945-1951			アトリー	
1951-1955	チャーチル			
1955-1957	イーデン			
1957-1963	マクミラン			
1963-1964	ヒューム			
1964-1970			ウイルソン	
1970-1974	ヒース			
1974-1976			ウイルソン	
1976-1979			キャラハン	
1979-1990	サッチャー			
1990-1997	メージャー			
1997-			ブレア	

※ 「イギリス史」(大野真弓編) P84 より抜粋。

【英国議会下院政党別議席数（2005年1月17日現在）】

労働党 (Labour)	408 議席
保守党 (Conservative)	162 議席
自由民主党 (Liberal Democrat)	55 議席
民主統一党 (Democratic Unionist)	7 議席
アルスター統一党 (Ulster Unionist)	5 議席
スコットランド国民党 (Scottish National Party)	5 議席
ウェールズ民族党 (Plaid Cymru)	4 議席
シン・フェイン党 (Sinn Fein)	4 議席
社会民主労働党 (Social Democratic & Labour)	3 議席
リスペクト党 (Respect)	1 議席
無所属	1 議席

計 659 議席（議長 1 名 副議長 3 名）

※The United Kingdom Parliament ホームページに基づいて作成。

【スコットランド議会政党別議席数（2004年12月現在）】

労働党 (Labour)	50 議席
スコットランド国民党 (Scottish National Party)	26 議席
保守党 (Conservative)	18 議席
自由民主党 (Liberal Democrat)	17 議席
緑の党 (Green)	7 議席
スコットランド社会主義党 (Scottish Socialist Party)	6 議席
スコットランド高齢者団結党 (Scottish Senior Citizens' Unity Party)	1 議席
無所属	4 議席

計 129 議席

※Scottish Parliament ホームページに基づいて作成。

【ウェールズ議会政党別議席数（2004年12月現在）】

労働党 (Labour)	30 議席
ウェールズ民族党 (Plaid Cymru)	12 議席
保守党 (Conservative)	11 議席
自由民主党 (Liberal Democrat)	6 議席
無所属	1 議席

計 60 議席

※Assembly for Wales ホームページに基づいて作成。

【GLA議会政党別議席数（2004年12月現在）】

保守党 (Conservative)	9 議席
労働党 (Labour)	7 議席
自由民主党 (Liberal Democrat)	5 議席
緑の党 (Green)	2 議席
英国独立党 (UK Independent Party)	2 議席

計 25 議席

※GLA Assembly ホームページに基づいて作成。

2 地方自治体レベルの政党

1835年に地方自治体法（the Municipal Corporations Act）が制定されると、初めて選挙で議員が選出される地方議会が誕生した。19世紀当時、政党は地方選挙に出馬する候補者選びに関わっていたものの、地方議員候補者を国政選挙時のように公認候補として認めていなかった。従って、地方議員候補者は自由党か保守党の支援を暗に受けたものの、事実上無所属候補として選挙を戦っていた。

初めて地方選挙で公認候補を擁立したのは労働党であり、労働党が初めて過半数を制し政権をとった選挙も1903年のロンドンの地方自治体選挙¹⁷であった。また、地方自治体の行う業務は急激に拡大し、住民が負担しなければいけない税金が高くなるにつれ、サウサンプトン市民党 (Southampton Citizens Parties) や納税者連合 (Ratepayers' Association) などの税金引き上げに反対する地方政党も生まれた。保守党と自由党もそれぞれ「都市社会の党 (Municipal Societies)」、「進歩主義の党 (Progressives)」と名乗り公認候補を出して地方選挙を戦うようになった。

これ以降、地方選挙においても政党中心の選挙が行われるようになり、現在多くの地方自治体で、保守党、労働党、自由民主党の主要三政党が議席を占めている。また、緑の党、社会主義同盟 (Socialist Alliance) などの小政党も議席を確保している。地方自治体の政党勢力図は、各自治体によって状況が異なる。ディストリクト (市町村)、カウンティ (県) の階層に関わらず、労働党、保守党、自由民主党のいずれかが支配している自治体もあれば、どの党も過半数を確保できておらず、政党が連立を組んでいる自治体もある。最近では、一つの政党が過半数を獲得できずに連立を組むことが、以前より一般的になってきている。

英国では無所属候補者はあまり一般的でないが、少しずつ無所属候補者の数は増えてきている。都市部以外の田舎の自治体では比較的無所属候補者も議席を確保しやすく、無所属議員が過半数を占めている地方自治体も存在する。

¹⁷ ロンドン・ウリッチ区 (Woolwich)。現在のロンドン・グリニッジ区にあった自治体。

【各政党別地方議会議員数（2004年6月現在）】

		保守党	労働党	自由民主党	スコットランド国民党	ウェールズ民族党	無所属・その他	合計
イ ン グ ラ ン ド	カウンティ	1,016	700	417	—	—	82	2,215
	ディストリクト	4,834	2,126	2,394	—	—	1,222	10,576
	大都市圏ディストリクト	547	1,182	595	—	—	121	2,445
	ユニタリー	758	814	669	—	—	165	2,406
	ロンドン区	650	860	316	—	—	35	1,861
	小計	7,805	5,682	4,391	—	—	1,625	19,503
	スコットランド	124	508	175	182	—	233	1,222
	ウェールズ	109	479	148	—	173	355	1,264
	グレート・ブリテン合計	8,038	6,669	4,714	182	173	2,213	21,989

※Local Government Chronicle 2004年6月18日号 P21 に基づいて作成。

【各政党別支配自治体（過半数獲得）数（2004年6月現在）】

		保守党	労働党	自由民主党	スコットランド国民党	ウェールズ民族党	無所属・その他	支配政党なし（連立）	合計
イ ン グ ラ ン ド	カウンティ	17	7	0	—	—	0	10	34
	ディストリクト	111	22	19	—	—	7	79	238
	大都市圏ディストリクト	4	16	3	—	—	0	13	36
	ユニタリー	10	13	5	—	—	0	18	46
	ロンドン区	8	15	3	—	—	0	6	32
	小計	150	73	30	—	—	7	126	386
	スコットランド	0	13	1	1	—	6	11	32
	ウェールズ	1	8	0	—	1	3	9	22
	グレート・ブリテン合計	151	94	31	1	1	16	146	440

※Local Government Chronicle 2004年6月18日号 P21 に基づいて作成。

3 英国民と政党

英国民と政党との関わりを考える際、英国には階級社会的要素があるという点に配慮する必要があると言われている。その階級間の違いは経済的なものに止まらず、言語を始め、講読新聞、支持政党、居住地域、進学率、価値観に至るまで見ることができる。

例えば、労働者階級の家庭では、両親もその子供も労働党に投票し、労働党支持の新聞紙を購読する。全家庭がこの傾向にあてはまるわけではないが、1970年代頃までは明確な支持政党を持つ家庭が多いとされていた。

しかし、現在その傾向は崩れ、国民の支持政党も固定的ではなく、流動的になっている。有権者は総選挙の度に投票する政党を変更し、総選挙と地方選挙で別々の政党に投票することも多い。この背景には、英国経済が順調なため大きな争点がなく、政党間の政策に以前ほどの違いが見受けられなくなったことや政治に無関心な国民の増加があると言われている。

明確な支持政党を持たない国民が増えている中、各政党の自党への支持を拡大しようと努力は続けられている。次項で述べる各党大会は、マスコミの注目度もたいへん高い一大イベントとなっており、国民に政策をアピールする絶好の機会になっている。また、英国のほとんどの大学には労働党と保守党の支部があり、自由民主党もいくつかの大学で支部を持っている。支部を通じて、政党活動への関わりを始める大学生も多い。

主要三政党の党員数について公式な数の発表はなされていないが、マスメディアの推計

によると労働党員約 21 万人、保守党員約 30～40 万人、自由民主党員約 7 万人とされている。保守党は最も党員数が多いが、その多くが高齢者であると言われ、党員数は減少し続けている。労働党の党員数は、ブレア政権が誕生する前年の 1996 年に 40 万人と過去最高に達したが、党員数は少しずつ減少している。自由民主党は前二党に比べ小さい政党であるが、1988 年の結党以来党員数はほぼ横ばいで推移している。

各政党とも得意としている地盤があり、労働党は都市部で比較的強く、北イングランド・スコットランドにおいて多くの党員を抱えている。保守党は田園地域で比較的強く、南イングランドで党員が多い。自由民主党は南西イングランドやスコットランドにおいて比較的支持者が多いとされている。

4 党大会の役割

英国では、9 月～10 月に労働党・保守党・自由民主党の主要 3 政党の年次党大会が一週間弱の日程で開催される。党大会はいずれも会議場と宿泊施設が整った保養地で行われ、数千人の党関係者やマスコミの取材陣が集まる。

どの党大会もメイン会場で行われる本大会が中心にあるが、その他にたくさんの小グループの分科会（シンポジウム・討論会）やレセプションが開催される。本大会は各党で趣が異なり、労働党は閣僚のスピーチのほか全国の党員の中から選出された代議員が今後の党の方針や次期選挙のマニフェストに盛り込む政策の決定などを行う。保守党も影の内閣メンバーや一般党員による演説はあるが、最近では、政治討論ショー的色彩も強いものになっている。自由民主党の本大会は両党の中間の姿といえようか。

英国の党大会は、代議員だけでなく老若男女様々な人が参加している。また、マスコミでも各党大会が数時間にわたって生中継され、重要な政策の発表があると翌日の新聞の一面は党大会の記事で埋まる。この時期のニュース番組では、党大会の話題がトップに来ることが多く、党大会中はテレビでも新聞でもその党の特集が組まれる。

各シンポジウムはとて自由な雰囲気である。現執行部に叛旗を翻すようなイベントもあれば、例えば狐狩り禁止法案賛成派・反対派それぞれの立場の人がブースを出してそれぞれの主張を宣伝している。シンポジウムでは真剣な議論が交わされ、その中にはマスコミやシンクタンクのスタッフも入って、その議論がニュースなどで国民に伝わり、様々な立場の人々の思いや政治的理念が政党の政策に収斂されていく。与党労働党も野党保守党・自由民主党もこのような場を通じて一般党員や地方からの出席者の声を聞き、スタンスの違いはあれ、国民の声に沿った政策作りに役立てている。このことも、各党のマニフェストの精度の高さ、国民の関心を惹きつける一要素になっている。党大会には地方議員も当然参加するので、ここでの議論が各地の地方版マニフェストに反映されることは言うまでもない。このように英国の党大会は一般党員、圧力団体、マイノリティといった様々な立場の国民の意見を集約する場となっている。



2004年の保守党年次党大会

第2節 地方選挙制度

1 法的背景

現在、英国における地方選挙は「2000年国民代表法」及び「2000年政党・選挙・住民投票法（Political Parties, Elections and Referendums Act 2000）」の適用を受けている。選挙は法律によって厳密に管理されており、地方自治体が選挙運営を行っている（選挙人名簿の整備・保存、開票作業など）。また、選挙規則は中央政府によって定められており、法務省（the Department for Constitutional Affairs）の管轄になっている。選挙活動は必ず法律の規定に従わねばならず、各政党は有権者に接触する又は選挙資金を支出する際には、法律に抵触しないよう注意しなければならない。

2 選挙制度の種類

（1）先着順当選制度

地方議会選挙（北アイルランド以外の地域）で採用されている選挙制度は「先着順当選制度（First Past the Post）」と呼ばれている¹⁸。ひとつの選挙において、過半数に達していなくとも、相対的過半数を獲得した候補が当選するシステムである。必ずしも小選挙区だけではなく、2～3名という議員定数の選挙区も存在する¹⁹。複数の議員定数の場合には、有権者は当該議員定数と同様の投票数を有する（例えば、定数が3名の選挙区では、有権者も3票投じる）。

この制度は1832年に第一次選挙法改正がなされた時に始まり、「多数派支配制度（Majoritarian）」または「勝者独占制度（Winner takes all）」とも呼ばれている。選挙方法は単純であり、有権者は投票用紙に記載されている候補者の名前の横に×印をつける。

¹⁸ 英国の国政選挙においてもこの制度が採用されているが、全ての選挙区で当選者が一名だけの小選挙区制である。

¹⁹ 「1949年国民代表法（Representation of the People Act 1949）」を改正した「1972年地方自治法（Local Government Act 1972）Section 6」に基づく。

(2) 追加型議員制度

スコットランド議会、ウェールズ議会、GLA（グレーター・ロンドン・オーソリティ）議会議員選挙においては、「追加型議員制度（Additional Member System）」と呼ばれる投票方式が採用された。選挙区から選出される議員と選挙区域全域を選挙区とする議員に区分され、それぞれ異なった方法で選出される。選挙区から選出される議員の選出方法は小選挙区制であり、選挙人は一人の候補者に投票し、その選挙区の中で最も得票数の多い候補者が議員として選出される。選挙区域全域を選挙区とする議員の選挙方法は、選挙人が政党に対する投票を行い、各政党にはこの投票結果（各政党の得票率）に従って議会の全議席が配分されるが、当選者については、まず小選挙区の当選者が各政党の候補者名簿から除外され、残りの議席は各政党の名簿順位に従って充当される。

この制度は第二次世界大戦後に西ドイツで考案された制度であるが、英国では、1999年以降、ブレア労働党政権の地方分権政策によって生まれた3つの地域議会選挙において採用されている。

(3) 補足投票制度

英国史上初めての公選首長選挙である2000年のGLA市長選挙においては、「補足投票制度（Supplementary Vote System）」という新たな制度が導入されている。有権者は第一候補者と第二候補者に投票し、第一候補得票数が50%を超える候補者があれば当選が確定される。そうでない場合は、上位二者が得た得票に、第一候補として上位二者に投票されなかった票のうち第二候補として両者に投じられた票を加算する。

2002年5月以降、GLA以外でもイングランドの11自治体において直接公選首長制が導入されている²⁰が、これらの直接公選首長選挙では全て補足投票制度が採用されている。

(4) 単記移議式投票制度²¹

北アイルランドでは、国政選挙を除く全ての選挙が「単記移議式投票制度（Single Transferable Vote）」によって行われている。投票用紙に候補者の名前が書かれており、有権者はそれに1位ないし2位の優先順位をつけることを求められる。投票そのものは平易であるが票集計方法はたいへん複雑なものとなっている。

当選者を決める手順として、第一に当選に最低限必要な票、当選基数（Quota）を設定しなければならない。当該選挙区の有効投票数を議席数に1を加えた数で割り、この商に1を加えた数が当選基数となる。

$$\text{当選基数} = (\text{当該選挙区の有効投票数}) \div (\text{議席定員} + 1) + 1$$

(i) 第1順位票は、候補者毎に集計し、ここで当選基数を上回った場合、その候補者は当選となる。（表1参照）

²⁰ 第1章第7節「地方自治体の内部構造」参照。

²¹ 「1998年北アイルランド地方議会選挙の構造（南野秦義 立命館法学 2000年6号（274号）266頁）」を参照。

【（例）単記移譲式投票制度による集計方法】

「議員定数 6、当選基数 8,923」

（表 1）第 1 回集計（第 1 順位結果）

候補者名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
第 1 位順位得票数	7,457	6,34	8,16	4,97	12,192	10,824	5,59	3,96	1,14	1,806
当落	—	—	—	—	当選	当選	—	—	—	—

第 1 回集計の結果、第 1 順位得票数により E と F の当選が確定になった。しかし、まだ定員のうち 4 議席が満たされていないため、E と F の余剰票が他の候補に移譲される。

（ii）当選者が第 1 順位得票数の集計で議席定員を満たさなかった場合、当選者の余剰票（当選者の第 1 順位得票数から当選基数を差し引いた票数）および最下位候補者の第 1 順位得票数が、それに記入されている第 2 順位の候補者に移譲される。移譲される票の配分は、当選者の投票用紙に記入された第 2 順位候補者について集計し、余剰票を移譲可能票で割った商＝移譲値に比例して行われる。この手続を当該選挙区の議席定員が満たされるまで繰り返す。

（表 2）第 2 回集計（第 1 回移譲）

[E 余剰票の移譲の場合（余剰票数は 3,269）]

候補者名	A	B	C	D	G	H	I	J	小計
第 2 位順位得票数 ①	5,218	175	816	0	4,40 8	693	462	402	12,192
第 2 位順位得票数 の移譲票数 ②	1,399	47	219	0	1,18 2	186	124	108	3,269

当選者の余剰票をその他の候補者に移譲する場合、その算出方法は次のとおりである。まず、第 1 回集計で当選した二人の候補者の全投票用紙から第 2 順位得票数の結果を集計し、これをその他の候補者がそれぞれ第 2 順位で獲得した得票数について、その余剰票に占める割合に比例して配分すると（表 2）のようになる。当選者 E の余剰票の移譲について見ると、E は第 1 順位得票数で 12,192 票を獲得していた。これから当選基数を引くと、E の余剰票数は 3,269 となる。これをその他の候補者に配分することになる。E が獲得した第 1 順位得票数 12,192 票の第 2 順位に記入されていた候補者について集計する。これが（表 2）の①である。E の余剰票 3,269 は全得票数（第 2 順位得票数）12,192 と同じ重さを持つように移譲値を算出しなければならない。この場合の移譲値（ $3,269 \div 12,192$ ）は 0.2681 となる。この移譲値に比例して E の第 2 順位得票数からの獲得票数を算出する。A の場合では第 2 順位に記入されていた 5,218 票に移譲値をかける（ $5,218 \times 0.2681$ ）と 1,399 票となる。これが E から A に移譲された票数となる。E と

同じ作業を当選者Fの余剰票についても行い、(表3)のように第2回集計(第1回移譲)の結果とする。

(表3) 第2回集計(第1回移譲)

候補者名	A	B	C	D	G	H	I	J
第2回集計の得票数	8,872	8,152	8,380	5,059	6,790	4,148	1,271	1,937
第1位順位得票数	7,457	6,346	8,161	4,973	5,591	3,962	1,147	1,806
E分の移譲票	1,399	47	219	0	1,182	186	124	108
F分の移譲票	16	1,759	0	86	17	0	0	23
当落	—	—	—	—	—	—	—	—

第2回集計では当選者が出なかったため、次に移譲の対象となるのは、最下位から3番目の候補Hより得票数の合計が下回るIとJの各得票である。IとJは落選となり、第2回集計と同じ作業を第3回集計において繰り返すことになる。この場合も第2回集計と同様に移譲値に比例して他の候補者に票が分配される。

(表4) 第3回集計(第2回移譲)

候補者名	A	B	C	D	G	H
第3回集計の得票数	9,882	8,483	9,092	5,064	7,508	4,580
第2回集計の得票数	8,872	8,152	8,380	5,059	6,790	4,148
I分の移譲票	140	2	674	0	89	368
J分の移譲票	870	329	38	5	629	64
当落	当選	—	当選	—	—	—

第3回集計の結果、AとCの当選が確定した。それでもすべての議席定員が満たされていないので、続く第4回集計では、ここで当選したAとCの第1位順位票からまだ当選が決まっていない候補者に関して第2位順位を集計し、余剰票とする。これを再び当選が決まっていない候補者に対して移譲値に比例して配分していく。

(iii) 各回の集計で落選が確定する候補者の条件として、(a) 各集計回において当選者が出なかった場合、最下位候補者は落選となり、その得票はすべて移譲の対象となる。

(b) 各集計回において当選者が出た場合で、最下位候補者について当選者の第2位順位票がすべて移譲されたとして、最下位より順位をあげることができる可能性がある場合には、最下位候補者は落選とならず、その得票は移譲の対象とならない。(c) 各集計回において当選者が出なかった場合で、最下位候補者から3番目の候補者より、それぞれの得票数を合算した票数が下回る場合には、最下位候補者と最下位2位の候補者は落選となり、その得票はすべて移譲の対象となる。

(iv) どうしても当選基数に達する候補者が出ない場合で、次の集計で移譲された票数を加算しても当選基数に達する候補者が出ないことが明らかとなった場合、最も得票数の多い候補者から当選とし、議席定員が満たされる。

単記移譲式投票制度は集計方法において複雑な構造を持っているが、死票を少なくし有権者の意思をより公平に反映させる制度である。19 世紀に「先着順当選制度 (First Past the Post)」に代わる選挙制度として考案され、欧州の多くの国でこの選挙制度が適用されている。北アイルランドでは、その複雑な歴史と宗教問題 (プロテスタント系住民とカトリック系住民の対立) から、政治的勢力分布を反映し、かつ住民意思を反映できるこの選挙制度が適切であると考えられている。

3 政党登録

政党として選挙を戦うためには、その組織が選挙管理委員会 (Electoral Commission)²²で登録されなければならない。当該政党が選挙管理委員会で登録されるためには、政党として受けた寄付金等に関する詳細な会計簿を提出し、選挙に関する法規や規則に従うことに同意しなければならない。

4 有権者

英国の地方選挙の有権者は以下の要件を満たした者のうち、当該自治体に選挙人登録をした者である。

- ①18 歳以上の英国市民、英連邦市民、アイルランド共和国市民及び E U 諸国の市民
- ②次の法的欠格事項に該当しない者。
 - ・精神保健法に基づき、精神病治療施設に収容されている者
 - ・有罪判決を受け刑務所に拘留されている者
 - ・選挙前の 5 年間に選挙に関する不正・違法行為が原因で有罪となった者

5 被選挙権者

英国の地方選挙の被選挙権者は 21 歳以上の英国市民、英連邦市民、アイルランド共和国市民及び E U 諸国の市民で、以下の①～④の要件のうちいずれかを満たす者は被選挙権を有する。但し、⑤～⑨のいずれかに該当する者は立候補できない。

- ①当該選挙区の有権者として登録をしている者
- ②立候補前の 12 か月間選挙区内の土地若しくは建物を占有している者
- ③立候補前の 12 か月間選挙区内に主な職場を有する者
- ④立候補前の 12 か月間当該選挙区の住民である者
- ⑤破産宣告を受けている者、又は債権者との間で調停手続きを行っている者

²² 「2000 年政党・選挙・住民投票法 (Political Parties, Elections and Referendums Act 2000)」によって新設された、国民への選挙に関する啓発を行う第三者機関 (特殊法人)。下院の推薦に基づき女王が任命する 5～9 名の委員で構成される。

- ⑥立候補前の5年間に、地方自治体監査官 (District Auditor) ²³の証明に基づき、地方自治体に財政上の損失を招いたとして2,000ポンドを超える返済を裁判所から命じられた経験のある地方議員
- ⑦立候補前の5年間に、最低3か月以上の懲役刑の判決 (罰金刑という選択が認められなかった場合) を受けた者
- ⑧選挙に関する不正・違法行為が原因で有罪となった者
 - (i) 当該地方自治体の管轄内において、立候補者本人が有罪となった場合。立候補前10年間に遡り適用。
 - (ii) 当該地方自治体の管轄内において、立候補者本人でなく運動員が有罪となった場合。立候補前の3年間に遡り適用。
 - (iii) 当該地方自治体の管轄外において、立候補者本人が有罪となった場合。立候補前5年間に遡り適用。
- ⑨当該地方自治体の公務員若しくは他の地方自治体の政治的行為の制限の対象となる公務員

6 選挙日程

「1972年地方自治法 (Local Government Act 1972)」に基づき、国務大臣が特別の定めをする場合以外は、原則として5月の第1木曜日が投票日とされている。国政選挙も地方選挙 (県も市町村も) もこの日に統一して行われることが多い。2004年は欧州議会選挙が6月10日にあったのでこの日に合わせて地方選挙も行われた。また投票時間は昼間仕事のある人でも投票できるように午後9時 (午後10時に拡大している地域もある) までと法律で定められている。

なお、「2000年国民代表法 (Representation of the People Act 2000)」により、地方自治体は郵便投票、週末投票、投票日の複数化等各種の投票方法を導入できるようになった²⁴。また、「2000年地方自治法 (Local Government Act 2000)」により、地方選挙の実施方式について、以下の3つの選択肢が与えられた (なお、国務大臣が特定の地方自治体に対してその選挙制度や日程を指示することができるものとされている)。

- ①4年毎に実施し、全議員を一斉に改選する方式
- ②2年毎に実施し、議員の2分の1を改選する方式
- ③4年に3度実施し、議員の3分の1を改選する方式

このようにイングランドでは各地方自治体により選挙サイクルが異なっているが、2005年1月に労働党政権はイングランド全域に渡る統一的な地方選挙制度 (4年毎に実施し、全議員を一斉に改選する方式) 導入を計画していることを明らかにしている。

²³ 監査委員会 (Audit Commission) の職員で、各地方自治体に派遣される。

²⁴ 第2章第3節「選挙制度改革」参照。

【英国の地方自治体の選挙サイクル】

地 域	地方自治体	選挙サイ クル	改選数	備 考
イングランド	カウンティ(県)	4年に1回	全議員改選	
	ディストリクト(150)	4年に1回	全議員改選	カウンティ選挙の中間年に実施
	ディストリクト(88)	4年に3回	1/3 ずつ改選	カウンティ選挙の無い年に実施
	大都市圏ディストリクト	4年に3回	1/3 ずつ改選	カウンティ選挙の無い年に実施
	ユニタリー(28)	4年に1回	全議員改選	カウンティ選挙の中間年に実施
	ユニタリー(18)	4年に3回	1/3 ずつ改選	カウンティ選挙の無い年に実施
	GLA	4年に1回	全議員改選	
	ロンドン区	4年に1回	全議員改選	
	シティ	4年に1回	全議員改選	
	パリッシュ	4年に1回	全議員改選	カウンティ選挙の中間年に実施
ウェールズ	ユニタリー	4年に1回	全議員改選	カウンティ選挙の中間年に実施
	コミュニティ・カウンシル	4年に1回	全議員改選	カウンティ選挙の中間年に実施
スコットランド	ユニタリー	4年に1回	全議員改選	
北アイルランド	ディストリクト	4年に1回	全議員改選	

7 補欠選挙

議員の死亡若しくは辞職、免職により欠員が生じた場合には、補欠選挙が実施される。但し、欠員が次回地方選挙実施予定の前年の9月以降に発生した場合、補欠選挙は行われず、欠員のままの状態が続く。なお、補欠選挙により当選した議員は、前任議員の残りの任期を勤める。

8 選挙区割りの見直し

イングランドにおいては、人口移動による一票の重みの格差を是正するため、選挙管理委員会内のイングランド境界委員会 (Boundary Committee for England) により 10～15年毎に選挙区等の見直しが行われている。2004年地方選挙においては全ての大都市圏ディストリクトにおいて選挙区割りの見直しが行われている。



ロンドンの投票所（普段は図書館として使われている）

9 地方自治体の施設の提供

地方自治体は、候補者が無料で討論会を行うための会場（法律では規定されているが実際には地方レベルではほとんど行われていない）と、投票所の施設を用意しなければならない。多くの場合、学校建物、青少年センター、老人ホーム、市庁舎など自治体が所有する建物を使用される。選挙のために使用できる建物が地域にない場合は、地方自治体が教会の部屋を借りることもある。

第3節 選挙制度改革

1 地方選挙における投票率の低迷

英国では地方選挙における投票率は概ね25～35%と低迷している。2004年6月に実施された地方選挙の平均投票率は40%と若干上向いたものの、相変わらず低調であった。これは、国政選挙（70～80%程度、ただし、2001年6月の国政選挙は59.2%）や他のEU諸国の地方選挙と比較しても低い水準にある。

投票率低迷の要因として、伝統的にほとんどの選挙区で小選挙区制が採用されているため死票が多くなることや、政党政治が地方まで浸透し、各政党の「地盤」が明確であらかじめ勝つ候補者がわかるため有権者の関心が低いこと、さらには地方自治体の権限が小さいため「地方自治」そのものに対する関心が低いことなどが指摘されている。また、現在の英国経済が順調なため、大きな争点がないということも投票率低下の原因のひとつとも言われている。

2 政府の対応

政府は、こうした投票率の低落傾向に対処するため、「2000年国民代表法（Representation of the People Act 2000）」ではいくつかの選挙改革を実施した。同法で定められた主な点は、次の3つである。

①選挙人登録簿として本来の選挙人登録簿と商業目的用登録簿の2つを作成

選挙人登録簿は市役所で公開されており、誰でも閲覧することができ、選挙人登録簿の情報がダイレクトメールの送付など商業目的でも使われている。このため、個人情報の流出を嫌う住民が選挙人登録を行わない事例もあり、この改善を図ったものである。

各地方自治体は、毎年1回有権者に対して選挙人登録情報の確認作業を行うが、その際に、当該情報を商業目的用登録簿に記載してよいかどうか本人の意思を確認する。本人の同意が得られなければ、その個人情報は商業目的用登録簿に記載されず、本来の選挙人登録簿のみに記載される。商業目的用登録簿は誰でも閲覧できるが、本来の選挙人登録簿は関係者以外が閲覧できない。

②選挙登録事務の改善

従来、1年に1回行っていた選挙人登録を月1回実施することとし、通年事務化した。これは、選挙直前に住居などを移動した人々の選挙権を救済することを目的としている。

③パイロット・スキームの実施（次項3参照）

この他にも政府は、「2000年政党・選挙・住民投票法 (Political Parties, Elections and Referendums Act 2000)」において、以下の2点を実施している。

①国民への選挙に関する啓発を行う第三者機関として選挙管理委員会 (Electoral Commission) の新設

②政党への献金者の選挙人名簿による確認を義務化（これにより全国レベルでの統一した選挙人名簿システムが必要になった。）

3 2000年パイロット・スキームの実施

「2000年国民代表法」を受け、2000年5月4日の地方選挙を対象に、投票率の向上を主な目的に32の地方自治体でパイロット・スキームが実施された。

パイロット・スキームの内容は、主に次の6つに分けられる。

①郵便投票

従来から一部の有権者を対象に郵便投票は実施されていたが、この対象を拡大した。

また、一部の地方自治体では、選挙区での全有権者を対象に郵便投票を実施した。

②投票期間の拡大

英国では、伝統的に地方選挙を5月の第1木曜日に実施することになっている。今回のパイロット・スキームでは、これより前に、1日若しくは複数の投票日を設け、投票率の向上を目指した。また、一部の地方自治体では、週末に投票日を設定した。

③電子投票

従来からの投票所に、タッチパネル方式の投票機を設置し、実施した。

④電子開票

従来から、英国の開票は人の手によって行われているため、カウンティ（日本の都道府県に相当する）やパリッシュ（教区）の選挙と重なった場合、一部のディストリクトでは開票に多大な時間を要していた。この状況を改善するため、開票機械を利用した電子開票が実施された。

⑤移動投票所

投票所は普通、学校などの公的機関に設けられているが、より多くの有権者が投票しやすよう移動投票所を設置した。その対象となったのが、障害者や高齢者、遠隔地に住む有権者であった。

⑥特別な場所への投票所設置

通常投票所が設けられる役所や学校以外の、有権者がよく集まる身近な場所（大勢の人々が集まる職場、大学、スーパー、駅等）に投票所を設置した。

上記パイロット・スキームは、全体的に投票率の向上に結びつくはかばかしい結果は得られなかった。但し、全投票を郵便投票で実施した7つの地方自治体のパイロット選挙区では、投票率が約50%を記録するなど好ましい結果が得られた。

4 郵便投票制度拡大の試み

2002年地方選挙においても、郵便投票制度のパイロット・スキームを実施した地方自治体において平均で14%投票率が上昇するなど目覚ましい結果が見られた。これを受け、政府は郵便投票の拡大に乗り出している。

2004年6月10日に行われた地方選挙においては、イングランドの4地域²⁵で従来のような投票所での投票を行わず、有権者全員が投票用紙の郵送による郵便投票を行う「全面的郵便投票制度」が試みられた。当初選挙管理委員会はこの政府の方針に懸念を表明しており、郵便投票時の本人確認登録手続を明確に規定する法の枠組みを整備することを求めている。また、英国議会貴族院も郵便投票制度によって不正行為が行われることを懸念しており、投票者本人が申告する本人確認（Security statement）に代えて第三者による本人確認（Witness statement）を投票用紙に添付する制度を導入するよう政府に要求していた。貴族院の要求事項を取り入れた新法案は2004年4月1日に成立したが、同年6月の投票日は間近で、地方自治体が新法の下で選挙を実施するための準備時間はほとんど残されていなかった。特に、全有権者の自宅に投票用紙が投票日までに届くかどうか大きな疑問が呈されていた。

6月の選挙を終え、イングランド4地域で実施された全面的な郵便投票の結果は、良い結果と悪い結果の双方を示した。肯定的側面としては、当該4地域の平均投票率が郵便投票を行わなかった地域より5%高かったことである。一方、否定的側面として、投票用紙の配布及び不正行為の申し立ての二点において問題が発生したことである。4地域における全面的郵便投票の結果をまとめた選挙管理委員会の報告書では、これらの地域において不正行為が広範囲に発生した事実を否定している。また、選挙管理委員会が実施したアンケートでは、4地域の住民が全面的郵便投票制度に大きく満足している結果が出ている。しかし、郵便投票が行われなかった地域に比べて不正行為が行われやすいことに住民が大きな懸念を持っていることもアンケートで明らかにされている。

²⁵ 北東イングランド（North East）、イースト・ミッドランズ（East Midlands）、ヨークシャー・アンド・ザ・ハンバー（Yorkshire and the Humber）、北西イングランド（North West）の4地域。

選挙管理委員会の主な考え方は、全面的郵便投票制度をやめて、郵便投票を望む人だけがその選択肢を採れるようにすることである。政府が好ましいと考えている選挙方法もマルチ・チャンネル式の選挙方式であり、有権者が郵便投票か従来型の投票所での投票の2つの選択肢を与えられるべきとしており、今後この制度をイングランド全体に拡大していくことを検討している。

第4節 選挙費用の規制

英国の選挙で世界から賞賛されていることは選挙費用の少なさである。英国の選挙は清潔でお金がかからず、ほとんど選挙違反がない。英国も100年以上前は選挙時に票の買収行為が横行していたが、1883年に選挙区での活動資金の制限を厳しく定める政治腐敗防止法が誕生した。この法律では、①罰金や当選無効及び選挙権の剥奪など、それぞれの違反行為に対する刑罰を強化しながら広範囲の連座制を確立し、②選挙費用の最高限度額制度を導入し、その額を極端なまでに抑えたうえに、選挙費用報告書の提出が義務付けられた。

2005年1月時点では、「2000年政党・選挙・住民投票法 (Political Parties, Elections and Referendums Act 2000)」の規定により、1選挙区当たりの限度額については、205ポンドと有権者一人当たりの規制額8ペンスに有権者数を掛けた金額との和が一立候補者当たりの選挙資金の上限とされている。さらに、立候補者は、選挙運動の支援を行うとともに選挙資金の支出の適正な記録の管理に責任を負う選挙代理人（立候補者本人でもよい）を指名しなければならない。各選挙区の有権者数によって候補者の選挙費用の上限は異なるが、概ね日本円で100万円～200万円となっている。選挙支出は、「選挙以前、選挙中、選挙以降に拘わらず、選挙行為またはその管理に関して費やされた費用」と規定されている。

ただし、英国では各選挙区の候補者による支出は規制されているが、政党本部が用いる選挙費用については何ら制限がなく、政党は大量の資金を新聞広告や政党幹部の遊説に投入することができる。この結果、候補者が選挙区で自己の魅力をアピールするよりも、政党が前面に出た選挙戦になっている。英国の候補者は、選挙活動を政党から支援されているため、政党の拘束は相当強い。

英国の選挙費用上限が非常に低く設定されている最大の利点は、選挙戦における候補者の経済的・時間的負担が小さく、金銭的に余裕がなくとも有能な人物が候補者になれることである。また、選挙費用をかけられないので、費用のかかるポスター作成やハガキの大量送付ができず、選挙戦が候補者討論会や戸別訪問中心になっている。ポスターはごく少数の支持者の家に貼ってもらう程度で、目につくことはまれである。選挙事務所も支持者の所有する空家などを借りて電話を引いただけの質素な佇まいである。



ロンドン・タワーハムレット区労働党の選挙事務所

第5節 英国の地方選挙風景

1 マスメディア

第一章で見てきたように、中央政府は地方自治体に対して強大な権限を保持しており、自主財源も乏しい中、地方自治体の改革にも限界がある。

その結果、マスメディアも国政選挙と違って地方選挙の報道にそれほど力を入れていない。選挙運動期間中、特別なニュースがない時に候補者討論会の模様を報道するくらいである。ほとんどの放送局は、メディアを管轄している文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport) との間で交わしている公共サービス規則に従って、地方選挙での候補者討論会の模様を最小限に報道している。各新聞で地方選挙キャンペーンについての記事は掲載されるが、大々的に紙面で取り扱われることは少ない。

メディアの主要な選挙報道方法は政党政見放送 (the Party Election Broadcasts) であり、主要なテレビチャンネル (BBC、ITV等) で放映される。「1990年報道法 (the Broadcasting Act 1990)」の規定により、各主要政党は選挙期間中最低一回は政見放送を行う権利があり、政党は自らの政策を述べ、対立政党の政策を非難する。ただし、「政党政見放送に関する委員会 (The Committee on Party Political Broadcasting)」²⁶の定める「50議席ルール (the fifty seat rule)」により、政党が総選挙及び地方選挙で政見放送を行うためには、前回総選挙において最低50議席を確保しなければならないことが決められている。

ただし地方選挙の場合であっても、テレビ局は首相や党首といった国会議員をしばしば起用する。従って、ロンドン市長選などを除き、地方政治家がテレビの政見放送で政策などを論じる機会はほとんどない。英国では、地方選挙は中央政権の政策遂行能力を評価するための中間投票であると言われることもある。

²⁶ 各主要政党の代表者によって構成されている。

地方選挙投票日の夜、BBC放送は投票時間が終わると選挙結果に関する報道特別番組を編成し、どの自治体で支配政党が代わったかを表示して、選挙結果に対する国会議員の反応をニュースで伝える。これまで述べたように地方選挙の投票率は概して低く、マスメディアで選挙結果を見守る人も少ない。

その他では地方選挙結果を大きく報道する媒体は少ない。一般的に地方選挙について報道する媒体は、公共放送であるBBC、「ガーディアン」や「タイムズ」といった高級新聞紙である。英国には日本のような新聞宅配制度はなく、高級新聞紙よりも王室スキャンダルなどのゴシップ記事を多く載せている「サン」や「デイリー・ミラー」などのタブロイド紙を購入している人が多いので、地方選を報道しないそれらの新聞購読者は興味を示さないままに終わる。このようにマスコミで地方選が注目されないことも地方選挙の低投票率の原因となっているであろう。

しかし、2004年6月に行われたGLA（ロンドン）市長選挙については市民・マスコミの注目度も高く、各新聞や雑誌で盛んに政策論議が行われ、市長候補者達はBBCの選挙討論番組で熱い政策論争を広げていた。

2 選挙期間中の風景

英国の選挙では、日本のような顔写真のポスターは少なく、候補者を連呼する選挙カーはほとんど見かけない。候補者が選挙カーに乗り拡声器で支持を訴えたりすると、有権者に不快感を与えることになりかねない。支持者の庭先や家の窓に政党のポスターが貼られることもあるが、それほど多くはない。

それでは、英国の候補者達が何に力を入れているかといえば政策論争である。自分の所属政党が発表する公約を掲げて相手候補者と討論し、各家庭を戸別訪問して公約のダイジェスト版（チラシ）を渡して支持を訴える。英国では、米国など多くの国々と同様に、戸別訪問をしても選挙違反には問われない。禁止されていないどころか、戸別訪問は選挙運動の主体となっている。また、近年は各政党ともインターネットを重要な選挙運動の手段と位置付けている。マニフェストの配布についても、電話で要請を受けて郵送するよりもインターネット上からダウンロードするケースが一般的になっている。合わせて電子メールも活用しており、支持者に対して定期的にメールニュースを流すなど、政党にとって安価な宣伝手段として位置づけられている。また、2004年GLA市長選では、政党ホームページ上で支持者からのメールでの提言・質問を受け付け、マニフェストの政策作りに活かしている事例も見受けられた。

2004年6月に行われたGLA市長選挙では、さまざまな団体が主催する候補者討論会が何回も行われていた。そのうち、ロンドン大学の学生組合が主催する候補者討論会にはロンドンの主要4政党全ての市長候補者が勢ぞろいしていた。BBCの政治キャスターがボランティアで司会役を務め、特定候補者がたくさん時間をとりすぎないように議論をリードしていた。各候補者が討論において主張の拠り所になっているのが「マニフェスト」である。選挙が始まると、各政党は選挙公約集であるマニフェストを公表し、各地での討論会やテレビの討論番組でも常にこのマニフェストが軸となり、各党の政策の批評合戦が行わ

れる。

英国の候補者達は、選挙期間中、会社の有給休暇を使い、落選後に元の会社に復帰することも普通である。前述のG L A市長選の自由民主党候補者も国会議員の地位を保持したまま選挙戦を戦い、落選したので再び国会議員の職を続けている。



2004年G L A市長選主要候補者が出席した候補者討論会（ロンドン大学にて）

3 政党支持者確認作業と投票日当日の活動

戸別訪問は英国の選挙運動の主要な手段であるが、近年その目的は有権者に自党支持を訴えるよりも、訪問先の支持政党を確認し、自党支持者を選挙当日に確実に投票所へ行かせることに重点が置かれている。

政党支持者の確認作業は「Voter-ID」として知られている。この目的は政党支持者を核となる支持者であるか、または単にその政党への投票を検討している人かを判別し、他の政党を支持している有権者のために選挙運動の時間を無駄にしないためのものである。地方政党はこの作業のためにまず有権者登録簿の写しを市役所で購入する。これにより、地域内に引っ越してきた住民を認識し、コンピューターソフトを使ってその記録を継続的に更新し、有権者の政党嗜好を記録していく。各政党は、このように作成した極めて詳細な支持者名簿を保管しており、選挙期間中、支持者名簿に掲載されている有権者に電話をかけ戸別訪問を行い、引き続き自党に投票してくれるよう支持者に訴える。

選挙当日には、選挙前に得られた情報を入力したソフトを使って選挙区内における当該政党支持者の名簿が印刷される。夕方になると、各政党は中核となる支持者達に電話をかけ、投票を終えたかどうか確認する。もし投票を終えていなければ、その有権者を説得して投票に行かせる。政党は、投票所前で投票を終えた有権者に有権者番号を尋ねるので、誰が投票を終えたかを把握した上で電話をかけることが多い。有権者に投票を呼びかけるため、時おり候補者が車で地区内を走りスピーカーで有権者に自分への投票を呼びかけたりもするが、最近ではこのような光景は見られなくなっている。

投票が終了した後、各党の候補者とボランティア達は開票会場に行き、開票作業を見守

る。彼らは投票集計係が正しく開票を行っていなかった等の苦情を申し立てることもある。開票作業が終わると選挙執行官（the returning officers）がどの候補者が当選したかを宣言し、選挙結果が市役所建物の外側に張り出される。そして翌日には地方新聞紙とインターネット上で結果が公表される。



投票当日の投票所前で自党への投票を呼びかける党運動員